

田村市屋内遊び場遊具提案及び設計等業務委託
公募型プロポーザル要求水準書

令和元年9月
福島県田村市

1. 要求水準書の意義

この要求水準書は、「田村市屋内遊び場遊具提案及び設計等業務委託」の実施に係る公募型プロポーザルの参加事業者を求める企画提案の前提条件として要求水準等を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、この要求水準書に記載されている「要求水準」を満たした上で、この事業に関する提案を行うことができる。

また、この公募型プロポーザルにより当該委託を受けることとなった者は、その履行期間にわたって、当該業務の要求水準を保持しなければならない。

2. 業務の概要

(1) 業務内容

①基本設計・実施設計業務

- ・市との委託契約業務に係る仕様内容の調整
- ・現況調査、測量、地盤調査等、設計書作成にかかる各種調査・申請業務
- ・屋内遊び場及び施設周辺の外構（駐車場舗装を除く）にかかる基本設計書・実施設計書の作成

②遊具設置等業務

- ・主要大型遊具、付属遊具、玩具に加え事務所等、建物内にかかるテーブル・イスなどの備品の調達（製造を含む）、搬入および設置
- ・施設全体の安全確保及び魅力向上のための工事、備品の調達、搬入及び設置

(2) 屋内遊び場整備場所

①所在地 963-4312 田村市船引町船引字源次郎 120 番地 3

②設置場所 運動場南側

③施設面積 床面積概ね 875 m²（遊び場のコンセプト、施設整備費、維持管理費、駐車場の面積等を考慮し必要に応じて面積を変更してよい。）

※平面図、現況写真は別添のとおり

3. 要求水準

(1) 屋内遊び場にかかる要求水準

- ①利用対象者は、未就学児を中心とする概ね 12 歳までの子ども及びその保護者とする
- ②利用定員は、100 人（子ども 50 人・保護者 50 人）とする
- ③遊びの内容に応じたエリアを効果的に配置すること（体を動かすエリア、知育エリア、ままごとコーナー等）
- ④床面には、転倒時の衝撃を吸収するため、衝撃吸収材を設置するなど十分な安全策を講じること。
- ⑤大型遊具周囲にはゆとりあるスペースを設け、安全マット・シートなどの衝撃吸収材を設置するなど十分な安全策を講じること。
- ⑥柱出隅等には、衝突による危険を回避できるよう、安全マット・シートなどの衝撃吸収材を設置すること。
- ⑦入口付近に受付用カウンターを設け、100 人（50 組）分の手荷物を収納できる棚を設置すること
- ⑧子どもや保護者が座ってくつろいだり、交流することのできる交流・休憩スペースを設けること。

- ⑨事務室及び更衣室スペースを確保すること。（10人分程度）
- ⑩授乳スペース（男女兼用及び女性専用）を設けること。
- ⑪物置を設けること。
- ⑫出入口が常時日陰にならないよう、自然光に配慮した配置とすること。
- ⑬その他、設計にかかる業務内容は別添「田村市屋内遊び場基本設計・実施設計業務委託仕様書（案）」に沿うものとし、仕様書の空欄部分や各項目の微調整については市と委託候補者で協議を進める。

(2) 設置遊具の要求水準

- ①県内の他自治体との差別化を図ったメイン遊具を設置すること。
- ②各遊具の対象年齢は、乳幼児から概ね12歳までとすること。
- ③各遊具の付近には、対象年齢、遊び方及び注意事項などを記載した案内板を設置すること。
- ④遊具の構造や配置等については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版第2版・平成26年6月国土交通省）」及び「学校に設置している遊具の安全確保について（平成14年文部科学省）」に準拠すること。

4. 企画提案事項

(1) 施設の企画に係る基本コンセプト

①基本コンセプト

県内他自治体には例が無い、魅力ある屋内遊び場を具体化したもの

(2) 施設のレイアウト・デザインに関する事項

①利用者の交流促進等への配慮

子どもだけでなく保護者同士の交流を促す空間づくり

②安全性への配慮

「5. 要求水準」に記載されている安全確保のための措置以外の配慮

③視覚的効果への配慮

壁面等の装飾、遊具等のデザイン・配置などの視覚的配慮

④バリアフリーへの配慮

(3) 遊具の選定等に関する事項

①メイン遊具の提案

他自治体との差別化を具体化したもの

②子どもの発育への配慮

運動能力、知力及び社会性など、子どもの発育に配慮した遊具の選定

③多様性への配慮

設置する遊具（遊戯ゾーン）の組み合わせ・バリエーション等における工夫

④価格の優位性、見積額の妥当性

設計から維持管理までの価格の優位性及び妥当性

5. 業務実施の条件

(1) 履行期限

基本設計・実施設計業務

契約締結日から令和2年5月29日

遊具設置等業務

契約締結日から令和3年1月29日

(2) 作業時間帯（原則）

9:00～17:00 ※ただし、他団体等のグラウンドの利用に支障のないよう最大限配慮すること

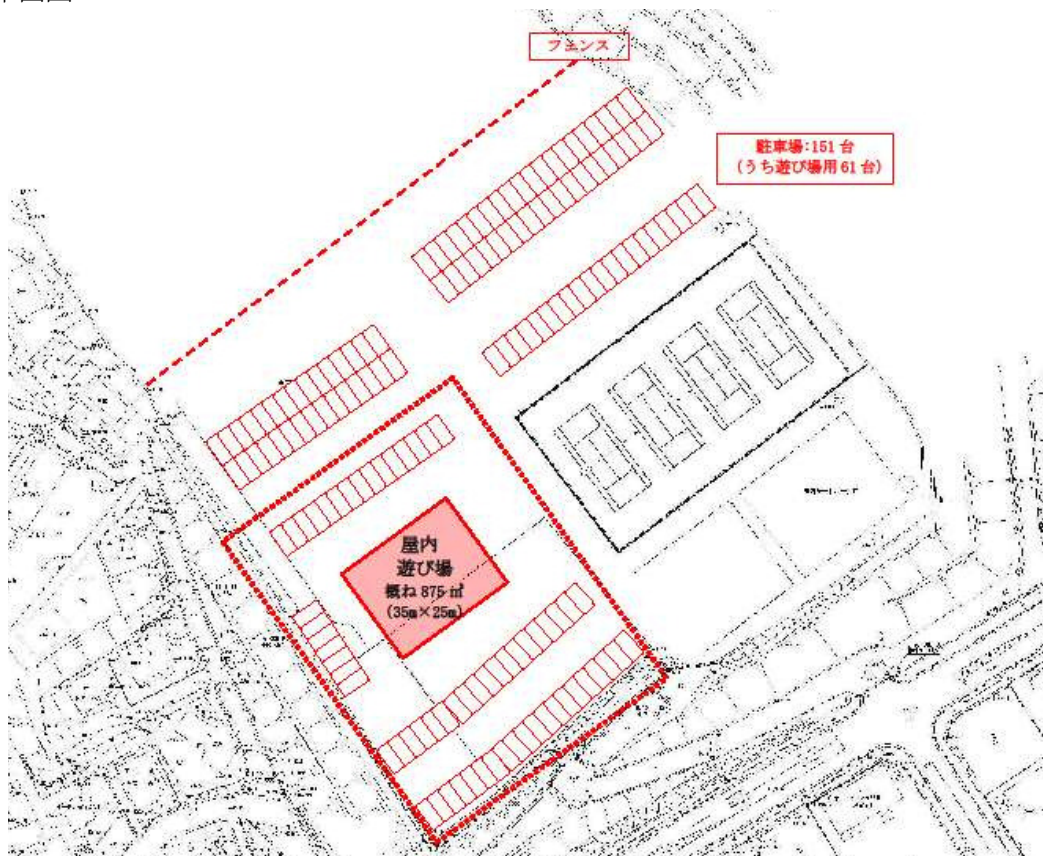
6. 参考資料

別紙1 「平面図及び現況写真」

別紙2 田村市屋内遊び場基本設計・実施設計業務委託仕様書（案）

別紙1 「平面図及び現況写真」

○平面図



○現況写真



別紙2「仕様書（案）」

田村市屋内遊び場基本設計・実施設計業務委託仕様書（案）

1 業務概要

(1) 業務名称 田村市屋内遊び場基本設計・実施設計業務委託

(2) 計画施設概要

ア 施設名称 (仮称) 田村市屋内遊び場

イ 敷地の場所 田村市船引町船引字源次郎120番地3

ウ 施設用途 子どもの室内遊び場

(3) 設計と条件

ア 敷地の条件

(ア) 敷地面積 _____ m²

イ 施設の条件

(ア) 延べ床面積 _____ m²

(イ) 主要構造 _____ 造

ウ 建設の条件

(ア) 予定工事費 _____ 円 ※外構含む

(イ) 建設工期 令和2年7月～令和3年3月

2 業務仕様

(1) 基本設計及び実施設計

本仕様書に記載されていない事項等については、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成21年4月1日国営整第173号）を参考とし、正式な仕様書については市と受注者との協議により別途、作成する。

ア 設計業務の内容及び範囲

(ア) 一般業務の範囲

- ・ 建築（総合）基本設計・実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計・実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計・実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計・実施設計に関する標準業務

(イ) 追加業務の範囲

- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 概略工事計画書の作成
- ・ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

イ その他の業務の内容及び範囲

- (ア) 設計会議への出席、説明、協議（計10回（日）程度）
- (イ) 再生加速化交付金申請等にかかる資料作成
- (ウ) その他の本業務に係る支援

3 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 業務は、プロポーザルにおいて提出した調書及び提案書等に基づいて行う。
- イ 設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づいて行う。
- ウ 業務にかかる届出等の提出書類は別途指示する。

(2) 適用基準

業務実施の際の基準は次のとおりとする。ただし、基準により難しい場合は、別途職員と協議することとする。

ア 共 通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・省エネルギー建築設計指針

イ 建 築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事設計図書作成基準の資料
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図

ウ 設 備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・建築設備耐震設計・施工指針

エ 積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準

(3) 成果物（詳細は協議による）

ア 建築（総合）基本設計・実施設計

- ・計画説明書
- ・仕様概要書
- ・仕上概要表
- ・面積表及び求積図
- ・敷地案内図
- ・配置図
- ・平面図
- ・断面図
- ・立面図
- ・概算工事費積算書
- ・特記仕様書

イ 建築（構造）基本設計・実施設計

- ・構造計画説明書
- ・構造設計概要書
- ・概算工事費積算書
- ・特記仕様書

ウ 電気・機械設備 基本設計・実施設計

- ・設備計画説明書
- ・設備計画設計概要書
- ・概算工事費積算書
- ・特記仕様書
- ・仕様書

エ 外構工事設計 基本設計・実施設計

- ・外構計画説明書
 - ・外構計画設計概要書
 - ・概算工事費積算書
 - ・特記仕様書
 - ・仕様書
- オ 概略工事工程表
- カ 維持管理費用概算書
- キ 基本設計図書【概要書】
- ク 実施設計図書【概要書】
- ケ その他職員が指示するもの

(4) 成果物の部数

本委託業務の成果として提出すべき図書等は、下記の部数とする。（詳細については業務担当者との協議）

- ・製本図面 2部
- ・図面 4部（内3部はA3縮小版でよい）
- ・電子データ（CAD・PDFデータ等） 1式
- ・その他 2部

4 その他

(1) 手続事務

建築基準法に基づく申請等の手続き一切を、必要な時期に延滞なく行えるよう協力すること。

(2) 書類及び図面の保管

受託期間中、すべての書類及び図面等をみだりに外部へ持ち出してはならない。

業務担当者が随時作業について指示及び立会い又は検査して、必要図書の提出を要求したときは、直ちにこれに応じなければならない。

(3) 設計内容の変更

設計図書等に一部修正の必要が生じたときには、業務担当者の承諾を得たうえ、受託者の費用でこれを修正しなければならない。

(4) 進捗状況の報告

業務の進捗状況報告を、必要と認めたときは、本市へ行うこと。

(5) 設計会議への出席

業務担当者とは十分打合せの上、設計内容の検討状況を提示し、委員と協議を行うこと。

(6) 協議・調整

受託者は、必要に応じ関係者との協議に出席し、本設計との調整を誠意を持って行うこと。